電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程

第1章 総則

(目的)

第1条

この規程は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律第7条に定められた電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務を履行するため、アースアイズ株式会社において行った電子取引の取引情報に係る電磁的記録を適正に保存するために必要な事項を定め、これに基づき保存することを目的とする。

(適用範囲)

第2条

この規程は、アースアイズ株式会社の全ての役員及び従業員(契約社員、パートタイマー 及び派遣社員を含む。以下同じ。)に対して適用する。

(管理責任者)

第3条

この規程の運用においては管理責任者を 1 名設けるものとする。管理責任者は<別表 1 >にて定める。

第2章 電子取引データの取扱い

(電子取引の範囲)

第4条

当社における電子取引の範囲は以下に掲げる取引とする。

- ・ 電子メールを利用した請求書等の授受
- ・ クラウドサービスを利用した請求書等の授受
- ・ インターネットショッピングサイトでの購入明細や領収書等の受領
- ・ 出張等にて利用した交通機関の利用明細や領収書等の受領
- · ペーパーレス FAX を利用した請求書等の授受
- ・ クレジットカードの利用明細データ
- · 交通系 IC カード等を利用した支払データ

(対象となるデータ)

第5条

保存する取引関係情報は以下のとおりとする。

- · 見積依頼/見積回答情報
- · 注文受領情報
- 注文請け回答情報
- · 納品情報/検収情報
- · 請求·支払関係情報

(取引データの保存)

第6条

取引先から受領した取引関係情報及び取引相手に提供した取引関係情報のうち、第 5 条に定めるデータについては、社内共有フォルダ内に、当該取引関係情報の法定保存期間にあわせて保存する。

(運用体制)

第7条

保存する取引関係情報は処理責任者および管理責任者にて取り扱うものとする。処理責任者は<別表2>にて定める。

(訂正削除の原則禁止)

第8条

保存する取引関係情報の内容について、訂正及び削除をすることは原則禁止とする。

(訂正削除を行う場合)

第9条

業務処理上やむを得ない理由によって保存する取引関係情報を訂正または削除する場合は、処理責任者は「取引情報訂正・削除記録簿」に以下の内容を記載の上、管理責任者へ 承認依頼する。

- · 申請日
- 保存フォルダ
- 帳票タイトル
- · 取引先名
- · 訂正·削除内容
- · 訂正·削除理由

- 2 管理責任者は、「取引情報訂正・削除記録簿」の内容を確認の上、正当な理由がある と認める場合のみ承認する。
- 3 管理責任者は、前項において承認した場合は、処理責任者に対して取引関係情報の訂 正及び削除を指示する。
- 4 処理責任者は、取引関係情報の訂正及び削除を行った場合は、当該取引関係情報に訂正・削除履歴がある旨の情報を付すとともに「取引情報訂正・削除記録簿」に以下の内容を追記の上、その記載の旨を管理責任者に報告する。
 - 訂正・削除日付
 - · 処理担当者名
- 5 「取引情報訂正・削除記録簿」は、事後に訂正・削除履歴の確認作業が行えるよう整然とした形で、訂正・削除の対象となった取引データの保存期間が満了するまで保存する。

〔附則〕

・この規程は、2023年9月19日から制定し施行する。

<別表1>

管理責任者	部署	役職
竹之下 新一郎	経営企画室	室長

<別表2>

処理責任者	部署	役職
赤平 優子	管理チーム	リーダー